

令和8年度 奈良県建設業採用力向上事業委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は「令和8年度 奈良県建設業採用力向上事業委託」について、実施に必要な事項を定めるものとする。なお、仕様書に記載のない業務実施方法や報告事項等の詳細については、発注者（以下「県」という）と受注者が、別途協議の上で決定するものとする。

2 業務の目的

建設業界での担い手不足の解消に向け、県・業界を挙げて講じている建設業の魅力発信等の施策と合わせ、建設業者自身にも変化・変革を促す必要があることから、働き方改革・意識改革に向けたセミナー及び専門家派遣を実施する。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 働き方改革・意識改革に向けたセミナーの開催

(1)目的

経営者・管理職を対象としたセミナーを開催し、建設業者における意識改革を図る。

(2)内容

経営者や管理職を対象として、次の内容についてセミナーを開催する。
なお、詳細は、受注者の決定後に、県と協議して決定する。

- 生産性向上を目指した経営とは
- 働き方を変えることで、短い時間で成果をあげる
- 生産性・利益率向上と同時に、就労継続・人材採用に結び付ける
- 部下を「生産性高い働き方」の導くための「マネジメント」
- 現場管理と生産性・タイムマネジメント 等

(3)対象

原則として、奈良県に本店を置く建設業者に所属する者

(4)開催規模

回数1回 2時間(CPDS2単位)を想定 募集定員100名以内

(5)具体的な業務の内容

① 講師の手配

下記の要件を満たす講師を手配すること。

【講師の要件(下記を全て満たすこと)】

- ・ 建設業(土木建設・建築・管工事・建設コンサルタント等)での経営実務経験・管理職実務経験等があること
- ・ 「働き方改革」等をテーマとしたセミナーの講師経験があること。

② 会場の調達

上記「(4)開催規模及び会場」に記載の規模のセミナーを開催できる会場を手配すること。エリアは県内全体からのアクセス至便性から中和地域が望ましい。(令和7年度実績:奈良県産業会館)
オンライン配信(ハイブリッド開催)の対応は不要である。

③ 周知・広報

セミナーの受講者募集のための広報等は必須とはしない。

④ 申込受付及び参加者管理

参加者のからの申込みを受け付け、参加者名簿を作成すること

⑤ 参加者に対するアンケート調査

セミナーの開催後に参加者に対してアンケート調査を実施し、集計を行った上で県に提出すること。

⑥ 実施報告書の提出

講習会終了後、すみやかに実施報告書を県に提出すること。

(6)その他

- ① 全国土木施工管理技士会連合会が実施するCPDSの対象とする場合があるので対応すること。申請手続は県が行うが、受講証の発行は県から名簿の提供を受け、受注者が行うこと。
- ② 受講料は無料とする(参加者から受講料を徴収しない)。
- ③ 講習会当日、悪天候等の場合は、県の判断により中止する場合がある。中止の場合の代替開催は県と協議するものとする。
- ④ 上記に係る費用の全てを負担すること。

5 専門家派遣

(1)目的

働き方改革に関する専門家を建設業者に派遣し、課題抽出や解決に向けた具体的な助言を行う。

(2)内容

- ・ 建設業者の職場環境や業者自身の要望に関するヒアリング
- ・ コンサルティングのスケジュールの作成
- ・ 課題解決に向けたアクションプラン等の策定支援
- ・ アクションプラン実施後の評価・改善サイクルの推進
- ・ その他、各者の状況に合わせた助言等

(3)対象

原則として、奈良県に本店を置く建設業者で、働き方改革に取り組む意志の強い建設業者

(4)実施規模

想定業者数：5社程度

派遣回数：各業者に対して2回

※ 回数は、コンサルティング内容を明確に区別できる単位とする。令和7年度実績で、社員向けセミナーを同日に午前1回、午後1回実施した場合に、2回とカウントした事例がある。

(5)具体的な業務の内容

① 周知・広報

派遣希望業者の募集のための広報等を行うこと。想定する手法はチラシの作成(電子データ)のみ。紙ベースの印刷は不要である。また、当該チラシの奈良県HPへのアップロードや業界団体等への送付は県が行う。その他のWEB広告等は必須とはしない。

② 専門家の派遣を希望する業者の募集

派遣希望業者の募集を行い、応募業者をとりまとめて県に報告すること(派遣先業者は県が決定する)。

③ 専門家の派遣及びコンサルティングの実施

上記「(2)内容」に記載のコンサルティングを行うこと。原則として、受注者が現地(派遣先業者の営業所等)を訪問するものとする。ただし、県と事前に協議のうえ、現地訪問と同等の効果が得られると認められる場合は現地訪問以外の方法によることができる。

なお、コンサルティングにあたっては、画一的・硬直的な対応ではなく、できる限り派遣先業者の要望に沿ったものになるよう努めること。

現地訪問は奈良県内全域が対象となるが、令和7年度実績では全5社とも北西部を営業所とする業者であったため、交通費等算出の参考にされたい。

④ 実施報告書の提出

各派遣先業者へのコンサルティングの終了後、すみやかに県に報告書を提出すること。なお、コンサルティングを受けた業者側からも県に報告を受け、内容に対する満足度等を確認する予定である。

(6)その他

- ① 派遣先企業から費用を徴収しないこと(県からの委託料のみにより事業を行うこと)。
- ② 上記に係る費用の全てを負担すること。
- ③ 本事業におけるコンサルティング事例について、県ホームページ等で公表する場合がある。

6 中途解約

- (1) 県は受注者に対し、契約の変更又は中途解約の申し入れをすることができる。
- (2) 中途解約となった場合、県は受注者に対し、受注者が解約時点までに支出した実費を支払うものとする。

7 業務の再委託の制限

- ア 受注者は業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により県の承諾を得なければならない。
- ウ 承認を受けた内容を変更する場合についても同様に県の承諾を得なければならない。
- エ 上記の場合において、受注者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。

8 その他留意事項

- (1) 事業実施にあたっては、県と受注者が協議しながら実施するものとする。本業務を履行するにあたり、疑義や確認を要する事項が生じた場合は、速やかに県と調整するとともに、県から履行状況の報告を求められた場合は、指示に従い、速やかに報告すること。
- (2) 本業務による成果物に係る権利はすべて奈良県に帰属するものとする。受注者は成果物の保管に留意するものとし、成果物を県の許可なく他に公表してはならない。また、本業務により知り得た情報は目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。これは契約期間後も同様とする。
- (3) 経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、委託者の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存すること。
- (4) 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (5) 受注者は、個人情報の取り扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報保護法の罰則の対象となることについて、関係する従業員等に周知しなければならない。
- (6) 本業務を受注しようとするものは、別記2「公契約条例に関する遵守事

項」を遵守しなければならない。

- (7) 個人情報を含む電子媒体のデータをメールで委託者に送付する際には、パスワードの設定等、取扱いには万全を期すこと。また、個人情報が記載されたものを郵送する際も、簡易書留郵便又は書留郵便等により、委託者に配達されたことが記録される方法によること。

また、オンラインシステム環境及び各種名簿等は別記3「情報セキュリティに係る特記事項」に記載する対策を行い情報漏洩やサイバー攻撃に備えること。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、県から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 県は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記2

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別記3

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに委託者側担当者に連絡するとともに、委託者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること